

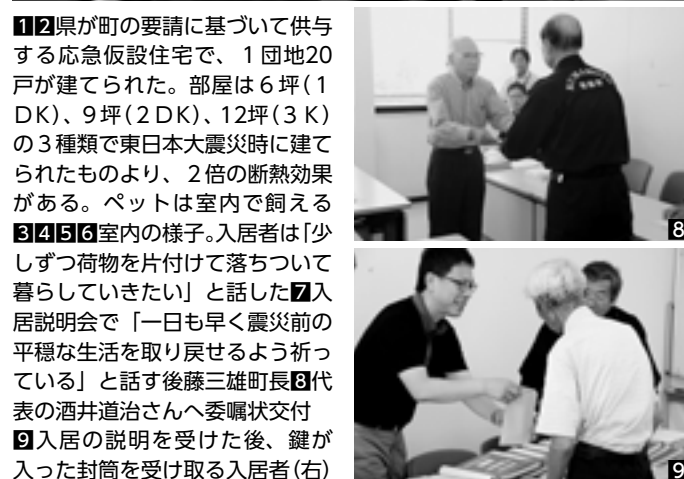
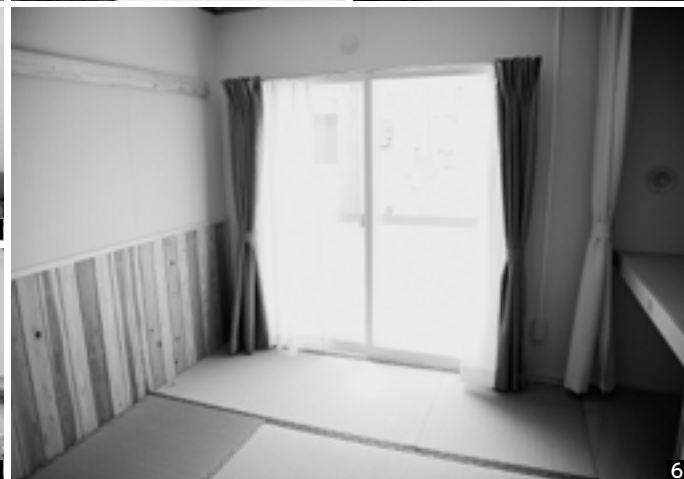
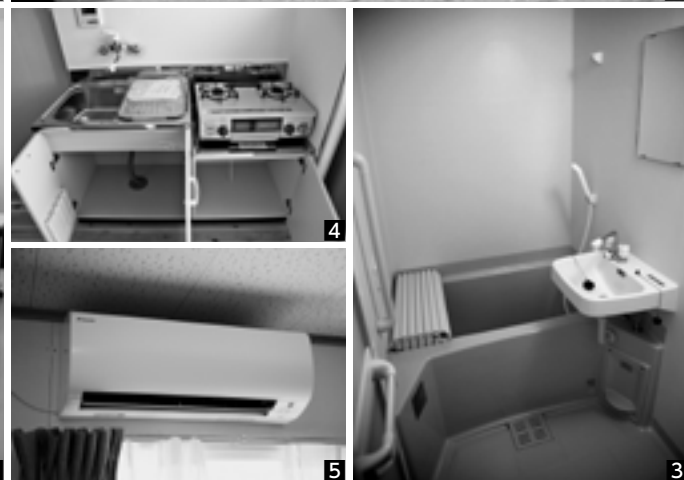
光の森仮設団地完成

5月28日から建設工事が始まり、7月4日に20戸完成した「光の森仮設団地」の入居説明会と鍵渡しが行われ、7月6日に菊陽町役場で行われ、被災した町民が入居を開始しました。

入居期間は最長2年間。場所は光の森多目的広場東側です。住宅が全壊、大規模半壊または半壊となり、居住する住宅がない町民などが対象です。トイレ、風呂、エアコン1台、ガスコンロ、照明、カーテン、郵便受け、呼び鈴、テレビアンテナが設置されており、駐車場は1戸当たり1台です。

入居説明会には16世帯が参加。入居者を代表して酒井道治さんは「まずは命が助かったことに感謝し、これから2年間一緒に暮らしていくので絆をつないでいきたい。復興に向けて一日も早く元の生活に戻れるように頑張ります」と力を込めました。家族3人で入居する町民は「やっと先に進むための一歩を踏み出せました。2年間で新しい家に住めるように頑張りたい」と笑顔で話しました。

居住者が集い、談話できる「みんなの家」は8月中旬に完成予定です。



1 2 県が町の要請に基づいて供与する応急仮設住宅で、1団地20戸が建てられた。部屋は6坪(1DK)、9坪(2DK)、12坪(3K)の3種類で東日本大震災時に建てられたものより、2倍の断熱効果がある。ペットは室内で飼える
3 4 5 6 室内の様子。入居者は「少しずつ荷物を片付けて落ちついて暮らしていきたい」と話した
7 入居説明会で「一日も早く震災前の平穏な生活を取り戻せるよう祈っている」と話す後藤三雄町長
8 代表の酒井道治さんへ委嘱状交付
9 入居の説明を受けた後、鍵が入った封筒を受け取る入居者(右)



熊本地震で被災した皆さまへ 被災した家屋などの解体・撤去を行います

町は、熊本地震で被災した家屋所有者の申請に基づき、防災証明書のり災程度が「半壊」以上の家屋等を対象に、国の補助事業を活用し、所有者に代わって解体・撤去を行います。

半壊以上の家屋の所有者で、町による解体・撤去を希望する人は9月30日(金)までに申し込んでください。

日時 平日 午前9時～午後4時
(正午～午後1時、土・日・祝日除く)

※相談や申請を希望する人は、事前に電話で申し込んでください。

■対象者 半壊以上の家屋の所有者
※法人の場合は中小企業法第2条による中小企業者(中小企業並みの公益法人も含む)に限ります。

■要件 家屋の所有者および他に権利者などがある場合は、その全て

◎環境生活課 ☎(232)2114

の人が町による解体に同意し、申請に必要な書類を全て提出してください。

■その他
本事業を利用し非住家(納屋)を解体する場合、または既に解体した非住家(納屋)の解体費用の支援を希望する場合は家屋解体に準じて申請してください。申請後、現地調査などの確認により基準に当てはまるかを審査します。

■申請期限 9月30日(金)
※詳しくは町ホームページをご覧ください。なるか、お問い合わせください。

事前説明会を実施

損壊家屋の解体・撤去に関する事前説明会を6月17日、昼の部・夜の部に分けて、菊陽杉並木公園管理センターと光の森町民センター「キャロピア」で行いました。町は制度の概要や申請方法を説明。地震で家屋などが被災した延べ130人の参加者が熱心に耳を傾け、数多く質問していました。



菊陽杉並木公園管理センターで行われた事前説明会

熊本地震で被災した園児の保護者へ 利用者負担額(保育料)の減免

熊本地震で被災した人を対象に、保育所などの利用者負担額(保育料)を減免します。

■減免の対象者

- ①住宅に半壊以上の損害を受けた人
- ②疾病、失業などで収入が大幅に減少した人

■申請方法

入所している施設または子育て支援課に減免申請書を提出してください。

※別途、書類の提出が必要な場合があります。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。なるか、お問い合わせください。

■問い合わせ

子育て支援課 保育所係
☎(232)2202



熊本地震で被災した皆さまへ 国税の申告・申請・納税などの期限延長

熊本地震により、国税の申告・申請・請求・納税などを期限までにできないときは、延長できます。納税の猶予、予定納税の減額、所得税の軽減・免除、相続税・贈与税の軽減・免除、源泉所得税の徴収猶予または還付、消費税簡易課税制度届出に係る特例、納税証明書の無料発行もできる場合があります。

詳しくは熊本国税局ホームページをご覧ください。なるか、菊池税務署にお問い合わせください。

■問い合わせ

菊池税務署
☎0968(25)2121

